

商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に  
対する意見書

平成26年4月23日

農林水産省食料産業局商品取引グループ 御中

経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 御中

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎



(連絡先)

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22三博ビル8階

事務局長 外山孝司

電話 052-265-9258

FAX 052-265-9259

## 第1 意見の趣旨

商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2）は、監督指針案による改正が合わせて行われたとしても全く合理性がなく、強く反対する。

## 第2 意見の理由

1 経済産業省、農林水産省から商品先物取引法規則（規則第102条の2）を改正し、①顧客が70歳未満であること、②基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認したことのいずれも満たす場合に不招請勧誘の例外規定を設ける改正案の発表があった。

2 しかしながら、そもそも、平成21年の商品先物取引法改正（平成23年1月施行）において、不招請勧誘禁止規定が設けられた趣旨は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しなかったためである。

しかも、これは、同法改正審議の際の衆議院の附帯決議において、「商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する『不招請勧誘』の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること」とする一方で、「さらに、施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること」とされるなど、商品先物取引被害の撲滅という重大な決意の下に導入されたものである。

にもかかわらず、不招請勧誘禁止規定の例外の範囲を、経済産業省及び農林水産省の改正案のように拡大することは、個人顧客に対する不招請勧誘を実質上解禁するに等しい結果を招来し、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

3 熟慮期間を設けることは、一見個人顧客に対する配慮を示したかにも見えるが、過去には同様の熟慮期間を設けた「海外商品市場における先物取引の受託

等に関する法律」（現在は商品先物取引法に統合）の例があったが、同法律の熟慮期間の定めはそれが14日間であったにもかかわらず、顧客保護のためにはほとんど機能していなかった。たとえば、外務員は、勧誘した顧客に対し「14日間は注文を受けることができない。」などと説明だけ行って時間だけを経過させ、14日経過後、多数の注文をさせ、熟慮期間の趣旨を踏みにじる被害の相談が多数あった。

また、取引内容についての顧客の理解度の確認は、商品先物取引業者の判断で行うものであり恣意的な判断がなされる可能性が非常に高い。たとえ、理解度を確認するためのアンケート書類を顧客に記載することを求めても結局のところ顧客は外務員の言いなりに書類を作成する傾向が高く、十分な確認の方法があるともいえない。

- 4 現在も、商品先物取引業者については、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートC X取引（損失限定取引）を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常の商品先物取引を勧誘し、委託者に多額の損失を与えているという被害報告を聞くと、その営業姿勢は全く変わっていないといわざるを得ない。

そのような中で、本規則案を導入することになれば、70歳未満の個人顧客に対する商品先物取引の不招請勧誘を全面的に解禁するに等しい結果となるものであって、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものであって到底認められない。

- 5 そもそも、法律は、例外的に「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為」（商先法214条第9号括弧書き）を定めることを規則に委ねているに過ぎない。

改正案は、実効性のない熟慮期間さえ設ければ、70歳未満の者に対して、事実上不招請勧誘を解禁するものであり、法律自体の改正を行うに等しい。このような改正は、法律の委任する範囲を超える。

今回の改正のような内容は、本来、国民の代表者たる国会において十分な審議を経て行われるべきことである。規則の改正という形で行うことは到底容認できない。

- 5 不招請勧誘禁止規定の見直しに関しては、平成24年8月に産業構造審議会商品先物取引分科会が取りまとめた報告書において、「不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである」として、当面、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認されると同時に、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」とされたのである。
- 6 ところで、経済産業省、農林水産省は、監督指針において、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」を同時に改正し（Ⅱ-4-2（4）②イ）、「年金等生活者への勧誘」、「習熟期間を経過しない者への勧誘（90日を経過する日までの間における、取引証拠金等の額が投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘）」を適合性の原則上「不適當」な勧誘にあたることの具体例に新たに追加して、そこで顧客保護の手当をすることを提案している。

しかし、これらの規程は、もともと主務省が過去定めていた「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（平成17年7月実施、平成19年9月改訂、平成23年1月の不招請勧誘禁止規定を含む商品先物取引法施行にともって廃止）の一部を復活させるものに過ぎない。そして、上記年金生

活者への勧誘や習熟期間を経過しない者への勧誘が適合性原則違反となることは、商品先物業者の社内規則にも従来から盛り込まれていた規程であって、格別新しい規程ではない。

また、経産省・農水省は、更に日本商品先物取引協会における自主規制ルールとして、理解度確認書面やアラート機能を義務化させるとしているが、取引内容についての顧客の理解度の確認は、約諾書やアンケート確認などとして、現行制度の中でも行われているし、値洗損益の状況や証拠金不足が生じた場合の通知は、売買報告書や不足証拠金請求の制度として存在し、新しい措置ではない。

従って、これら規定が存在したときにおいても、商品先物被害は頻発していたことからすると、改正監督指針案は、上記の平成24年8月の産業構造審議会商品先物取引分科会報告書における「不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられる」にいう、「不招請勧誘の禁止以外の規制措置」に当たらないことは明らかであって、これら対応策により、規制を緩和することは許されないと言うほかない。

また、前記3、4に指摘したとおり、商品先物取引業者の営業姿勢が変わっていないことを踏まえれば、現時点において本規則案のような不招請勧誘規制の緩和を行うことになれば、再び深刻な被害が拡大することが強く懸念される。

- 7 今回、経済産業省、農林水産省が公表した本規則案・監督指針案は、商品先物市場の出来高の大幅減少に伴う商品先物取引業界からの規制緩和の要請のみを受けて、被害拡大の懸念が払拭できない中で、大幅に規制緩和を行おうとするものである。

今回の改正案は、商品先物取引による深刻な被害が発生する可能性が非常に高いものであり、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と矛盾する結果となる。

また、商品先物取引に関する知識も経験もない多数のアマチュアを単に市場参加させるだけで、公正な価格形成にはつながらない結果となり、透明かつ公正な市場を育成することにもならない。

- 8 それ故、当ネットワークは、委託者顧客の保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような今回の商品先物取引施行規則第102条の2の改正提案には強く反対するとともに、今回の監督指針案が存在することを理由として、102条の2の改正を正当化しようとする試みは、全く許容されるものでないことを強く意見するものである。

以 上